

# **八戸市立東中学校 いじめ防止基本方針**

**平成30年6月**

## I 八戸市立東中学校いじめ防止基本方針策定の目的と意義

### 1 目的

国の基本方針、県の基本方針等を参考にして、本校の実情を鑑み、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を明らかにするために定める。

### 2 意義

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) いじめを行った生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った生徒への支援につながる。

## II いじめ防止対策等の基本的事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護・救済し安全・安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市教委、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法の条文

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う必要がある。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「東中学校いじめ防止対策委員会」）を活用して行う。

- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- (5) 例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ、適切に対応する。

- (6) いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を東中学校いじめ防止対策委員会で情報共有する。

- (7) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(10) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応する。

### 3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。
- (2) 仲間はずれや無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」について、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなるものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止
  - ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通識を持ち、常に全ての生徒を見守っていくことが重要である。
  - ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、生徒に豊かな情操や道徳心を培い、生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
  - ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
  - ④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが未然防止の観点から重要である。
  - ⑤ 「いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策には家庭や地域住民、関係機関と一体となって取り組んでいく必要がある。
- (2) いじめの早期発見
  - ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。

- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ③ いじめを受けている生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。このために定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、早期発見に努めるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ② 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、また、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### (4) 家庭や地域との連携について

- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

### (5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行っている生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、関係機関との連携体制を構築しておくことが必要である。

### Ⅲ いじめの防止等のための対策に関する事項

#### 1 東中学校いじめ防止対策委員会の組織

##### (1) 東中学校いじめ防止対策委員会の任務

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑥ 東中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ⑦ 東中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ⑧ 東中学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、東中学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）。

##### (2) 委員構成

(常任) 全教員

(非常任) P T A会長、地域学校連携協議会会長、スクールカウンセラー

##### (3) 委員の任務（常任）

###### ①校長

- ・ 東中学校いじめ防止対策委員会の設置

###### ②教頭

- ・ 東中学校いじめ防止基本方針の運営
- ・ 東中学校いじめ防止基本方針の立案
- ・ 東中学校いじめ防止基本方針の保護者、地域への周知
- ・ 東中学校いじめ防止基本方針の取組点検

###### ③教務主任

- ・ 東中学校いじめ防止プログラムの立案と運営管理

###### ④生徒指導主任

- ・ いじめの早期発見のためのマニュアル立案

- ・ いじめ事案対処のためのマニュアル立案
- ⑤研修主任
- ・ いじめの防止等に係る校内研修の企画・運営

(4) 委員の任務（非常任）

- 東中学校いじめ防止基本方針の策定
- 東中学校いじめ防止基本方針の取組に対する提言及び点検
- 重大事案発生時の対応

## 2 いじめの防止のための取組

(1) いじめ防止プログラムの策定

いじめ防止のため、いじめの早期発見のため年間プログラムを作成して取り組む。  
このプログラムは教務主任が立案し、いじめ防止対策委員会で策定する。(別紙1)

(2) いじめの早期発見のためのマニュアルの策定

いじめの早期発見のためのマニュアルを策定する。このマニュアルは生徒指導主任が立案し、いじめ防止対策委員会で策定する。(別紙2)

(3) いじめ事案対処のためのマニュアルの策定

いじめ事案対処のためのマニュアルを策定する。このマニュアルは生徒指導主任が立案し、いじめ防止対策委員会で策定する。(別紙3)

(4) いじめ防止のための取組の点検

- ①いじめ防止のための取組を点検する。点検は教頭が立案し、いじめ防止対策委員会で策定した点検票(別紙4)に基づき、各学期末に行う。
- ②学校評価において目標の達成状況を評価する。達成目標を以下のように設定する。
  - ア) 計画されたいじめ防止プログラムを80%以上実践する。
  - イ) いじめ防止のための取組点検票において80%以上の肯定的結果に達する。

上記①②の点検について、改善が必要となる事項があった場合、いじめ防止対策委員会でその改善策を検討し改善する。

(5) 地域・保護者へのいじめ防止基本方針の周知

- ①いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。
- ②第1回保護者集会(参観日)に周知する。

## 東中学校いじめ防止プログラム

月	内容	対象	ねらい	主管
4	①第1回東中学校いじめ防止対策委員会(以下対策委員会)	対策委員	・基本方針の確認 ・生徒情報交換	教頭
	②心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
5	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第2回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
	③いじめ学習	生徒	・いじめに関する基本学習	生徒指導主事
6	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第3回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
7	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第4回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
	③教育相談	生徒・保護者	・悩み相談、生活改善	生徒指導主事
8	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第5回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
	③校内研修	職員	・いじめに関する研修	研修主任
9	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第6回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
10	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第7回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
11	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第8回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
	③教育相談	生徒・保護者	・悩み相談、生活改善	生徒指導主事
12	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第9回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
1	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第9回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
2	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第9回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
3	①心の窓アンケート	生徒	・生徒の情報収集	生徒指導主事
	②第9回対策委員会	対策委員	・生徒情報交換	教頭
			・プログラムの点検	

## いじめの早期発見のためのマニュアル

### 1. 情報収集

#### (1) 心の窓アンケートからの収集

主管者：生徒指導主事

実施期：毎月の最終週を原則とする

対象：全校生徒

内容：①いじめに限定せず、本人が抱える悩み、不安の有無と概要  
②悩んだり、苦しんだりしている仲間の有無と概要  
③相談できる人物の有無

#### (2) 生活ノート記載内容からの収集

主管者：学級担任

内容：生徒が毎日記録する生活ノートからの収集

#### (3) 保健室来室者からの収集

主管者：養護教諭

内容：保健室に来室生徒の観察により、生徒の情報を収集する

#### (4) 日常観察からの収集

主管者：全教員

内容：部活動を含めた日常観察から、生徒の情報を収集する

#### (5) 相談窓口からの収集

学校自体が保護者を含め、外部からの情報提供窓口、相談窓口となる。  
電話や来校による情報提供・相談を受け情報を収集する

### 2. 情報共有窓口（生徒指導主事）への報告

情報を共有するために、(1)～(5)にて情報を得た者は、生徒指導主事へ報告する。

### 3. 情報の集約

生徒指導主事の指示により、情報を集約する。

### 4. いじめの判断

いじめ防止対策委員会（定期・臨時）にていじめか否かを判断する。

## いじめ事案対処マニュアル

対処については、本マニュアルを基本とするが、被害生徒及びその保護者の要望・意向を尊重しながら協議して対処する。

### 1. いじめ事案の認知（いじめ防止対策委員会）



### 2. いじめ事案の程度の判断（いじめ防止対策委員会）

#### (1) 重大事案

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められた
- ②相当の期間（本校では30日以上）欠席することを余儀なくされている疑いが認められた

#### (2) 普通事案

- ①重大事案には及ばないものの、生命、心身又は財産に被害が生じた疑いや、30日未満の日数で欠席することを余儀なくされている疑いが認められた

#### (3) 軽微事案

- ①生命、心身又は財産の被害が認められず、余儀なくされたであろう欠席が認められない



### 3. 事案への対処

#### 【重大事案】

重大事案は生徒の安全が非常に脅かされている状態である。したがってその対処は生徒の安全を緊急的に確保することが最重要である。①生徒の安全確保 ②保護者との連携 ③関係機関との連携 ④事実の詳細確認・共有 ⑤対処案協議 ⑥対処行動の順に行う。

(1) 八戸市教育委員会への報告・協働（生徒の安全確保のための一報）

(2) 被害生徒との面談（概要確認）

- ①被害生徒からの事実確認
- ②被害生徒の現状確認
- ③被害生徒の要望確認
- ④被害生徒へ安心感を与える

- (3) 被害生徒保護者との面談
  - ①被害生徒保護者からの事実確認
  - ②被害生徒保護者・家庭の現状確認
  - ③被害生徒保護者と対処方法について協議
- (4) 臨時いじめ防止対策委員会開催（非常任委員含む）
  - ①情報共有
    - ・事案概要 ・生徒の現状 ・被害保護者の現状 ・被害生徒及び保護者の意向
  - ②具体対処（初動）案協議
    - ◎被害生徒の安全確保について
    - 加害生徒の安全及び非行為抑止について（警察通報の必要性等含む）
    - 全校生徒の安全・安心体制について
    - 詳細情報の収集について
- (5) 具体対処（初動）実行
- (6) 被害生徒及び保護者との面談
  - ①現状報告
  - ②本人・保護者の要望・意向確認
  - ③解決方法協議
- (7) 加害生徒からの事実確認
- (8) 加害生徒及び保護者との面談
  - ①事実確認
  - ②本人及び保護者の要望・意向確認
  - ③解決方法について協議
- (9) 臨時いじめ防止対策委員会開催（非常任委員含む）
  - ①情報共有
    - ・詳細事実
    - ・被害、加害生徒及び保護者の意向
  - ②具体対処案協議
- (10) 具体的対処実行
- (11) 経過観察
- (12) 臨時いじめ防止対策委員会開催
  - ①解決の程度確認
  - ②必要に応じて追加対応

### 【普通事案】

普通事案は生徒の安全が一定程度確保されていることが前提である。したがって対処行動は①事実確認と共有 ②対処案協議 ③保護者との連携 ④対処行動の順に行う。

- (1) 被害生徒との面談
  - ①被害生徒からの事実確認

- ②被害生徒の現状確認
- ③被害生徒の要望確認
- ④被害生徒へ安心感を与える
- (2) 加害生徒との面談
  - ①加害生徒からの事実確認
  - ②加害生徒の現状確認
  - ③加害生徒の要望確認
- (3) 事実の掌握
- (4) いじめ防止対策委員会開催（常任）
  - ①事実の確認・共有
  - ②対処案協議
- (5) 保護者（被害・加害）との面談
  - ①事実確認と共有
  - ②保護者の意向確認
  - ③対処案協議
- (6) 具体対処実行
- (7) 経過観察
- (8) 臨時いじめ防止対策委員会開催
  - ①解決の程度確認
  - ②必要に応じて追加対応

#### 【軽微事案】

軽微事案は生徒同士または教師の指導によって、早期に一定の解決が見込まれる、又は経過を見守ることが可能な事案である。注意すべきは被害生徒の状況により判断することである。保護者への連絡及びその時期についても適切に判断される。

- (1) 被害生徒との面談
  - ①被害生徒からの事実確認
  - ②被害生徒の現状確認
  - ③被害生徒の要望確認
  - ④被害生徒へ安心感を与える
- (2) 加害生徒との面談
  - ①加害生徒からの事実確認
  - ②加害生徒の現状確認
  - ③加害生徒の要望確認
- (3) 事実の掌握
- (4) 生徒指導主事へ報告。生徒指導主事から校長へ報告。
- (5) 校長の指示・助言の下、生徒指導主事及び関係職員にて対処方法を検討し行動。
- (6) 経過観察と校長への報告

## いじめの問題への取組に対する点検票

NO	点検項目	状況
1	いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒にアンケート調査を実施しているか	
2	いじめの早期発見・早期対応のために、上記1以外に、児童生徒の発する危険信号を見逃さないような手立てを日常的に行っているか。	
3	児童生徒の悩みを積極的に受け止められるよう、相談体制を整備しているか。	
4	いじめが生じた際には、特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、組織的に対応するようにしているか。	
5	いじめが生じた際の事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、正確かつ、迅速に行うようにしているか。	
6	いじめの問題については、学校のみで解決することに固執することなく、保護者や教育委員会、関係機関と適切な連携を図るようにしているか。	
7	学校におけるいじめの対処方針等の情報について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。	
8	「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底しているか。	
9	いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度の醸成に努めているか。	
10	いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。	
11	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか。	
12	教育活動の中で、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
13	いじめられた生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	